

【論文提出者】 社会文化科学研究科 公共社会政策学専攻 社会規範論分野  
笹原 八代美

【論文題目】

人工妊娠中絶に関する女性の権利の研究  
—胎児の生命の問題に焦点をあてて—

【授与する学位の種類】 博士（学術）

【論文審査の結果の要旨】

笹原八代美氏の論文「人工妊娠中絶に関する女性の権利の研究—胎児の生命の問題に焦点をあてて—」は、1970年代から論じられてきた中絶に関する女性の権利の位置づけと擁護の方法を、ジュディス・トムソン以降の生命倫理学とフェミニズムの議論の展開に沿って検討することを通じて、女性が持つ権利や価値と胎児が持つ権利や価値とともに、女性を取り巻く社会、国家の問題を考慮に入れた枠組みづくりをめざすものである。

第一章では自己決定権としての中絶の権利について、そのルーツと生命倫理学での議論、そしてフェミニズムの議論を概観するとともに、ロウ対ウエイド判決が承認した憲法上のプライバシーの権利としての自己決定権について論じる。第二章では、生命倫理学の議論として多くの文献で参照されるジュディス・トムソンの論文「A Defense of Abortion」での議論、すなわち女性と胎児の関係を、拉致された女性とその女性の腎臓と一定期間接合することで重い病から回復できるヴァイオリニストの関係に置き換えて行う中絶擁護論を徹底的に考察する。トムソンの用いたヴァイオリニストの比喩は女性と胎児の関係を別の人格どうしの関係として捉えるなどミスリーディングなものであるが、ひとの生命への権利は「殺されない権利ではなく「不正に殺されない権利」であること、また対立する規範や価値の間で判断する能力としての「良識」にトムソンが着目した点を評価する。第三章では1980年代後半から90年代にかけて展開された井上達夫と加藤周一の論争を考察することを通じて、中絶を女性と胎児の問題とする立場とそれを家父長制のもとで把握する立場との相違や、中絶の道徳的正当化の文脈と、正当化されない墮胎行為の責任を誰が負うかの問題の区別、絶対的権利と一応の権利の区別といった重要な論点を析出する。第4章では中絶の問題を胎児の権利と利益の問題として扱うことを主張するロナルド・ドゥオーキンの議論における、神聖とされる人間の生命の本来の価値、それを決める胎児自身による自然的投資と他者による人為的投資について考察する。第五章では、望まない妊娠は女性の投影された自己のイメージと自己の一貫性に基づく身体的統合性を損なうことで平等主義的法システムの要求を侵害するとして、中絶の権利を捉えるドウルシラ・コーネルの議論を検討する。以上の考察を踏まえ第六章では、中絶の問題の考察の核となる視点として中絶の道徳的正当化の文脈があり、ここでは従来中心的に論じられてきた女性の権利だけでなく、胎児の生命の持つ権利あるいは価値を論じることにも焦点を当てるべきであること、そして正当化されない墮胎行為の責任を誰が負うかという文脈として、女性を取り巻く社会や国家の問題も不可欠であるが、この問題は核の周囲に位置づけられることが結論として導かれる。

本論文は、生命倫理学の主要テーマの一つである中絶に関するこれまでの主要な議論を徹底的に検討し相互に位置づけ整理するとともに、中絶問題を論じる有力な倫理的枠組みを構想するものであり、中絶に関する議論を大きく前進させるものである。

以上から、本論文が熊本大学大学院社会文化科学研究科の博士論文として適格であると判断する。

#### 【最終試験の結果の要旨】

上記の者に関して、平成24年1月11日（11:50-13:20）、社会文化科学研究科演習室において口述試験を実施した。

また、上記の者は、同年1月21日（13:00-14:00）、文法棟A3教室において、学位論文に関する公開発表会を行った。

その結果、上記の者は、提出された論文に関する専門領域について、すぐれた学識を有し、自立して研究を行う能力が十分にあると判断され、審査委員会は、博士（学術）の学位を授与するに値すると判断した。

#### 【審査委員会】

主査	高橋	隆雄
委員	田中	朋弘
委員	中川	輝彦
委員	岡部	勉
委員	岩岡	中正
委員	八幡	英幸